





# 申告書の書き方 続き

## 手順2-2

### 3. 給与・公的年金以外の所得のあった人

|  |
|--|
| <b>[1] 営業等所得</b>   |
| 種 目…製造業、修理業、建設業、販売業、医師、弁護士、作家、外交員等。  |
| (ア)欄 収入金額…平成29年中の収入金額。   |
| (イ)欄 所得金額…アから必要経費（販売した商品の原価、地代、人件費、原材料費、租税公課などを生活費を除く）を差し引いた金額。  |
| <b>[2] 農業所得</b>  |
| (イ)欄 収入金額…営業等と同じ。  |
| (ロ)欄 所得金額…営業等と同じ。経費の例：防虫費、特殊耕作器具など。  |
| <b>[3] 不動産所得</b>   |
| 種 目…地代、家賃、貸間代など。   |
| (ウ)欄 収入金額…営業等と同じ。  |
| (エ)欄 所得金額…営業等と同じ。経費の例：修繕費、借入金の利子、損害保険料、減価償却費。  |
| <b>[4] 配当所得</b>  |
| 種 目…株主や出資者が法人から受ける剰余金の配当や、投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）の収益の配分などの所得のうち、総合課税を選択したもの。   |
| (オ)欄 収入金額…源泉徴収前の配当収入額。   |
| (カ)欄 所得金額…オから株式取得のための負債の利子を差し引いた金額。  |
| <b>[5] その他の雑所得</b>   |
| 種 目…原稿料、講演料、印税、個人年金保険など。   |
| (ク)欄 収入金額…営業と同じ。   |
| (コ)欄 所得金額…営業と同じ。<br>経費の例：図書購入費、調査研究費など。<br>※公的年金等雑所得がある場合は合計金額を記入します。  |
| <b>[6] 総合譲渡所得</b>  |
| a 自動車や機械、船舶、特許権、ゴルフ会員権、書画、骨とう、貴金属などの資産の譲渡による所得が譲渡所得になります。  |
| b 「ケ短期」欄には、譲渡した資産の保有期間が5年以内のものについて、「コ長期」欄には、保有期間が5年を超えるものについてそれぞれ、「収入金額－（取得費＋譲渡費用）－特別控除額」で算出した金額を記入してください。特別控除額は最高50万円で、まず、短期分から控除します。       |
| c 土地や借地権など土地の上に存する権利、建物、その附属設備、構築物の譲渡所得及び株式等の譲渡所得がある場合は分離課税欄（記載は裏面）に記入してください。これら譲渡所得等は他の所得と分離して課税される分離課税とさせていただきます。詳しい内容については松戸税務署におたずねください。 |
| <b>[7] 一時所得</b>  |
| (サ)欄 収入金額…平成29年中に受けた金品、賞金、懸賞金、競馬、競輪の払戻金、生命保険の満期返戻金など。収入から、その収入を得るために要した費用を差し引いた金額－50万円の金額が入ります。  |
| (タ)欄 所得金額…ケ＋[(コ＋サ)×1/2]  |

## 手順4

…所得から差し引かれる金額（所得控除）について記入します。下記の説明を参考に申告書の該当欄に記入してください。『寄附金に関する事項』『住宅借入金特別控除』については税額控除となります。

- 配偶者・扶養控除（(図3) 参照）申告書(表)Aの箇所**
  - 概要 控除対象配偶者・控除対象扶養親族…平成29年分の合計所得金額が38万円以下の人
    - 老人配偶者・老人扶養親族…控除対象の配偶者・扶養親族のうち70歳以上の人※3※3 老人扶養親族のうち、同居の直系尊属の人は同居老親等に該当します。
    - 一般扶養親族…扶養親族のうち16歳以上19歳未満の人及び、23歳以上70歳未満の人
    - 特定扶養親族…扶養親族のうち19歳以上23歳未満の人
    - 年少扶養親族…扶養親族のうち16歳未満の人
  - 書き方 配偶者や親族を扶養している人は、配偶者控除及び扶養親族の欄に氏名・生年月日・個人番号（マイナンバー）等を記入してください。（配偶者控除、扶養控除を取られた人のうち、同居されていない人については区分欄の別居の□にシ点をし、別居の場合の住所を記入してください。）
- 配偶者特別控除（(図4) 参照）申告書(表)Aの箇所**
  - 概要 平成29年分の合計所得金額が1,000万円以下の人、生計を一にする配偶者（他の人の扶養親族とされる者、青色・白色事業専従者を除きます。）を有する場合、(図4)で求めた金額を所得金額から控除することができます。
  - 書き方 配偶者の合計所得を記入してください。
- 障害者控除（(図3) 参照）申告書(表)A及びDの箇所**
  - 概要 あなたが障害者である場合や控除対象配偶者や扶養親族が障害者に該当する場合の控除
  - 書き方 障害の区分にその等級を記入し、該当項目の□にシ点を記入してください。また、寝たきり等高齢者の場合で市役所介護保険課にて要介護認定を受け障害者と認定される人（詳しくは介護保険課にお尋ねください）は、認定の等級を記入し、該当項目の□にシ点を記入してください。※身体障害者手帳の1・2級、療育手帳のA-1・A-2、精神障害者保健福祉手帳の1級に該当する人は特別障害者控除に該当します。
- 寡婦（寡夫）控除（(図3) 参照）申告書(表)Dの箇所**
  - 概要 a. 寡婦 (a)夫と死別・離別後再婚していない人や夫が生死不明などの人で、扶養親族又は平成29年分の所得金額等が38万円以下の子を有する人。  
(b)夫と死別後再婚していない人や夫の生死の明らかでない人で、平成29年分の合計所得金額が500万円以下の人。  
b. 寡夫…妻と死別・離別後再婚していない人や妻が生死不明などの人で、平成29年分の合計所得金額が500万円以下であり、平成29年分の総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子を有する人。  
c. 特別の寡婦…寡婦のうち平成29年分の合計所得が500万円以下で、かつ扶養親族である子を有する人については4万円が特別加算されます。  
生計を一にする子のうち、他の納税者の控除対象配偶者や扶養親族とされている人は除きます。
  - 書き方 (1)概要a～cの要件に該当する人は該当項目の□にシ点を記入してください。

### (図3) 控除額一覧

| 控除区分    | 控除対象  | 控除額                  |
|---------|---|----------------------|
| 配偶者控除   | 一般控除対象配偶者   | 330,000円             |
|         | 老人控除対象配偶者（昭和23年1月1日以前生）                             | 380,000円             |
|         | 年少扶養親族（平成14年1月2日以降生）                                | 0円                   |
| 扶養控除    | 一般扶養親族（平成11年1月2日～平成14年1月1日生及び昭和23年1月2日～平成7年1月1日以前生） | 330,000円             |
|         | 特定扶養親族（平成7年1月2日～平成11年1月1日生）                         | 450,000円             |
|         | 老人扶養親族（昭和23年1月1日以前生）                                | 380,000円             |
|         | 同居老親等以外<br>同居老親等                                    | 450,000円             |
| 障害者控除   | 一般  | 260,000円             |
|         | 特別<br>同居  | 300,000円<br>530,000円 |
| 寡婦・寡夫控除 |   | 260,000円             |
| 特別寡婦控除  |   | 300,000円             |
| 勤労学生控除  |   | 260,000円             |
| 基礎控除    |   | 330,000円             |

| 配偶者の所得金額  | 控除額      |          |
|-----------|----------|----------|
| 以上        | 以下       |          |
| 380,001円  | 399,999円 | 330,000円 |
| 400,000円  | 449,999円 | 330,000円 |
| 450,000円  | 499,999円 | 310,000円 |
| 500,000円  | 549,999円 | 260,000円 |
| 550,000円  | 599,999円 | 210,000円 |
| 600,000円  | 649,999円 | 160,000円 |
| 650,000円  | 699,999円 | 110,000円 |
| 700,000円  | 749,999円 | 60,000円  |
| 750,000円  | 759,999円 | 30,000円  |
| 760,000円～ |          | 0円       |

### (図4) 配偶者特別控除

※配偶者が控除対象配偶者に該当する場合、配偶者特別控除の適用はありません。

## 5. (1) 医療費控除 ①欄 ※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

- 概要 a. あなたや生計を一にする配偶者その他の親族のために平成29年中に支払った医療費がある場合に記入します。治療費や医薬品の購入費のほか、交通費（原則：公共の交通機関を利用したもの）なども含まれます。
  - 次の算式で計算した金額が控除額となります。ただし、最高限度額は200万円となります。  
{(支払った医療費の総額) - (保険金等で補てんされる金額)} - {10万円が総所得金額等×5%を比較した金額のいずれか少ないほうの金額} = 控除額
  - 「保険などで補てんされる金額」には、健康保険組合などからの給付金（医療費や分娩費等）や加害者から補てんを受ける医療費などがあります。
- ②書き方 ① 概要bで算出された金額を記入してください。記入については、控除額のほか医療費控除の欄すべての項目についても記入が必要です。この控除を受ける場合は、医療費控除の明細書または医療保険者から交付を受けた医療費通知（健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」等）を添付してください。

## (2) セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）①欄 ※この控除を受ける方は、従来の医療費控除（上記の医療費控除）は受けられません。

- 概要 a. あなたが健康の保持増進及び疾病の予防への取組として健康診査や予防接種等の一定の取組を行っている、かつ生計を一にする配偶者その他の親族のために平成29年中に支払った特定一般用医薬品（スイッチOTC医薬品）等購入費がある場合に記入します。対象となる商品には、購入の際の領収書等にセルフメディケーション税制の対象商品である旨が表示されています。
  - 次の算式で計算した金額が控除額となります。ただし、最高限度額は8万8千円となります。  
{(スイッチOTC医薬品購入費の総額) - (保険金等で補てんされる金額)} - 12,000円 = 控除額（最高8万8千円、赤字のときは0円）
  - 「保険などで補てんされる金額」には、健康保険組合などからの給付金（医療費や分娩費等）や加害者から補てんを受ける医療費などがあります。
- ②書き方 ① 概要bで算出された金額を記入してください。記入については、控除額のほか医療費控除の欄すべての項目についても記入が必要です。この控除を受ける場合は、セルフメディケーション税制の明細書の添付および平成29年中に一定の取組を行ったことを明らかにする書類の添付もしくは提示が必要です。

## 6. 社会保険料控除 ⑫欄

- 概要 あなたや生計を一にする扶養者のために平成29年中に支払った健康保険料、国民健康保険料(税)、国民年金保険料、国民年金基金の掛金、後期高齢者医療保険料、介護保険料などがある場合の控除
- 書き方 支払った金額を記入してください。ただし、扶養者の年金や給与から天引きされているものは除きます。

## 7. 小規模企業共済等掛金控除 ⑬欄

- 概要 小規模企業共済事業団に支払った第一種共済契約の掛金及び心身障害者扶養共済制度に基づく掛金がある場合の控除
- 書き方 支払った金額を記入してください。

## 8. 寄附金に関する事項（税額控除）申告書(表)Cの箇所

- 概要 個人が一定の団体等に行った寄附金について、市民税・県民税の税額控除を受けることができる制度
- 書き方 下記を参考に該当欄に記入してください。
  - 自治体…都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金（ふるさと納税）※4
  - 日赤等…住所地の都道府県共同募金会及び日本赤十字社に対する寄附金
  - 県条例・市条例…都道府県、又は市区町村が住民の福祉の増進に寄与するものとして条例で定めた団体への寄附金
  - 〔支出した寄附金の合計額〕が〔総所得金額等の30%〕のいずれか低い方の金額－2,000円)の10%(市民税6%、県民税4%)を税額控除。
- 計算例 a. 自治体に対する寄附金がある場合は、(支出額－2,000)×(90%－所得税の限界税率(0～45%)×1.021)の額(市民税3/5、県民税2/5)が加算されます(ただし住民税所得割の2割を限度とする)。

## 9. 生命保険・個人年金・介護医療保険料控除 申告書(表)Bの箇所

- 概要 あなたや生計を一にする扶養者を受取人とする生命保険・個人年金契約・介護医療保険について、あなたが平成29年中に支払った保険料の合計額から契約者配当金の合計額を差し引いた残りの金額がある場合の控除  
支払金額を記入してください。旧契約分と新契約分は記載場所が異なりますので注意してください。また、⑫欄の控除金額は市で計算するため記入しないでください。この控除を受ける場合は、控除証明書を添付するか提示してください。
- 書き方

<図5>参考：生命保険控除額計算表（市民税・県民税）

| 支払保険料区分         | 支払保険料の金額             | 控除額                  |   |                  |                  |
|-----------------|----------------------|----------------------|---|------------------|------------------|
| 一般の生命保険料        | 12,000円以下            | 支払保険料の金額             | ① |                  |                  |
|                 | 12,001円～32,000円      | 支払保険料の金額×1/2+6,000円  |   | ②                |                  |
|                 | 32,001円～56,000円      | 支払保険料の金額×1/4+14,000円 |   |                  | ③                |
|                 | 56,001円以上            | 一律に28,000円           |   |                  |                  |
| 15,000円以下       | 支払保険料の金額             | ④                    |   |                  |                  |
| 15,001円～40,000円 | 支払保険料の金額×1/2+7,500円  |                      | ⑤ |                  |                  |
| 40,001円～70,000円 | 支払保険料の金額×1/4+17,500円 |                      |   | ⑥<br>(最高28,000円) |                  |
| 70,001円以上       | 一律に35,000円           |                      |   |                  | C<br>(最高70,000円) |
| ①+②             |                      |                      |   |                  |                  |
| ②と③のいずれか大きい金額   |                      |                      |   |                  |                  |

| 支払保険料区分       | 支払保険料の金額        | 控除額                  |   |   |
|---------------|-----------------|----------------------|---|---|
| 介護医療料         | 12,000円以下       | 支払保険料の金額             | B |   |
|               | 12,001円～32,000円 | 支払保険料の金額×1/2+6,000円  |   | ④ |
|               | 32,001円～56,000円 | 支払保険料の金額×1/4+14,000円 |   |   |
| 56,001円以上     | 一律に28,000円      | ⑥<br>(最高28,000円)     |   |   |
| ④+⑤           |                 |                      |   |   |
| ⑤と⑥のいずれか大きい金額 |                 |                      |   |   |

| 支払保険料区分         | 支払保険料の金額             | 控除額                  |   |                  |                  |
|-----------------|----------------------|----------------------|---|------------------|------------------|
| 個人年金保険料         | 12,000円以下            | 支払保険料の金額             | ④ |                  |                  |
|                 | 12,001円～32,000円      | 支払保険料の金額×1/2+6,000円  |   | ⑤                |                  |
|                 | 32,001円～56,000円      | 支払保険料の金額×1/4+14,000円 |   |                  | ⑥<br>(最高28,000円) |
|                 | 56,001円以上            | 一律に28,000円           |   |                  |                  |
| 15,000円以下       | 支払保険料の金額             | ④                    |   |                  |                  |
| 15,001円～40,000円 | 支払保険料の金額×1/2+7,500円  |                      | ⑤ |                  |                  |
| 40,001円～70,000円 | 支払保険料の金額×1/4+17,500円 |                      |   | ⑥<br>(最高28,000円) |                  |
| 70,001円以上       | 一律に35,000円           |                      |   |                  | C<br>(最高70,000円) |
| ④+⑤             |                      |                      |   |                  |                  |
| ⑤と⑥のいずれか大きい金額   |                      |                      |   |                  |                  |

A + B + C = 生命保険料控除額（最高70,000円）

## 10. 地震保険料控除 申告書(表)Bの箇所

- 概要 住宅や家財などの生活資産の損害保険契約に係る地震等損害部分の保険料や掛金、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約（満期返戻金等のあるもので保険期間又は共済期間が10年以上の損害保険契約）に係る保険料や掛金（長期損害保険料）を、あなたが平成29年中に支払った場合の控除
  - 長期損害保険契約のみの場合（18年12月31日までに締結したもの）

| 支払った保険料           | 控除額                  |
|-------------------|----------------------|
| 5,000円以下          | 支払った保険料の全額           |
| 5,000円超～15,000円以下 | (支払った保険料)×1/2+2,500円 |
| 15,000円超          | 一律 10,000円           |
  - 地震保険契約と長期損害保険契約の両方がある場合  
控除額＝それぞれ上記a、bにあてはめて計算した金額の合計額（最高額25,000円）
- ②書き方 支払った金額を記入してください。なお、⑫欄の控除金額は市で計算するため記入しないでください。この控除を受ける場合は、控除証明書を添付するか提示してください。

## おことわり

この申告の手引きは、平成29年12月現在に作成したものです。その後、地方税法等の改正により内容の一部変更が生じる場合もあります。

## ※4 ふるさと納税ワンストップ特例制度について

平成27年度税制改正により、平成27年4月1日以後に支出した地方公共団体(5団体以内)への寄附金に対して「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されました。この制度を適用すると、確定申告をする必要がない給与所得者等がふるさと納税を行った場合、確定申告を行わなくても、寄附する際に寄附先団体に申告特例申請書を提出することで、ふるさと納税として寄附した分の控除が受けられます。ただし、5団体を超える自治体にふるさと納税を行った人や、ふるさと納税の有無にかかわらず確定申告を行う人が、ふるさと納税についての控除を受けるためには、これまで同様に確定申告を行う必要があります。確定申告が不要とされている人で、市民税・県民税の申告が必要な場合は、領収書または寄附金受領証明書を持参し控除の申告をすることで、適用を受けることができます。ただし、市民税・県民税の寄附金税額控除（基本控除・特例控除）のみとなります。

## 11. 勤労学生控除…(図3)参照

- 概要 本人が勤労学生である場合は控除が受けられます。勤労学生とは、平成29年分の合計所得金額が65万円以下であり所得のうち勤労によらない所得が10万円以下の学生をいいます。
- 書き方 書類をもとに市で判断しますので、この控除を受ける場合には、在学する学校から証明書の交付を受け、申告の際に添付するか提示してください。

## 12. 住宅借入金等特別税額控除（住借）申告書(表)Dの箇所

- 概要 市民税・県民税の住宅借入金等特別税額控除は、住宅借入金等特別控除可能額のうち、所得税から控除しきれなかった金額が対象となります。控除できる金額は、下記の1又は2のいずれか少ないほうの金額が控除されます。

| 項番 | 内容   |
|----|--|
| 1  | 所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額   |
| 2  | 居住開始年月日が【～平成26年3月31日】の入居者<br>所得税の課税総所得金額等の5%（最高 97,500円）・・・①<br>(平成19年、平成20年の入居については、市民税・県民税からの控除の制度はありません。)   |
|    | 居住開始年月日が【平成26年4月1日～平成33年12月31日】の入居者<br>所得税の課税総所得金額等の7%（最高 136,500円）・・・②<br>(平成26年4月1日から平成33年12月31日までの金額は、消費税率が8%または10%である場合の金額であり、それ以外の場合における控除限度額は①と同じになります。) |
- 書き方 a. 年末調整で住宅借入金等特別控除を受けた人は、「住宅借入金等特別控除可能額」「住宅借入金特別控除の額」「居住開始年月日」を記入してください。  
b. 源泉徴収票の住宅借入金等特別控除区分の住・認・増・農の後に(特)と記載がされている場合は、8%の欄の□にシ点を記入してください。記載がない場合は、5%の欄の□にシ点を記入してください。

所得税から控除しきれなかった金額が0円となる場合、住民税からの控除はありません。

- 書き方 a. 年末調整で住宅借入金等特別控除を受けた人は、「住宅借入金等特別控除可能額」「住宅借入金特別控除の額」「居住開始年月日」を記入してください。  
b. 源泉徴収票の住宅借入金等特別控除区分の住・認・増・農の後に(特)と記載がされている場合は、8%の欄の□にシ点を記入してください。記載がない場合は、5%の欄の□にシ点を記入してください。

## お問い合わせ先

市民税・県民税の内容についてご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。  
○松戸市役所市民税課 〒271-8588 松戸市根本387番地の5 新館2階  
Tel：047-366-7322（直通）

## ◆その他お問い合わせ先

- 個人事業税については……………松戸県税事務所 047-361-2279
- 所得税については……………松戸税務署 047-363-1171（以下、松戸市役所内）
- 国民健康保険料については…………国民健康保険課 047-366-7353（直通）
- 後期高齢者医療保険については…広域保険担当室 047-366-7342（直通）
- 介護保険料については…………介護保険課 047-366-7370（直通）